

成年後見制度利用促進専門家会議
第6回地域連携ネットワーク
ワーキング・グループ議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議
第6回地域連携ネットワークワーキング・グループ
議事次第

日 時：令和3年5月20日（木）14:00～16:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

①有識者等による報告「多様な主体の参画①<各種専門職団体>」

②意見交換

3. 閉会

○上山主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議第6回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催します。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

このワーキング・グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを活用しての実施としております。

また、傍聴席は設けず、動画配信システムでのライブ配信により、一般公開する形としております。

まず、本日の委員の皆様の出席状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 厚生労働省成年後見制度利用促進室長の松崎と申します。

それでは、本日の出席者等について、共有します。

御覧のとおりのお出席者、代理出席、オブザーバー出席、関係省庁出席となっております。なお、オブザーバー出席に関しましては、先ほど倉敷市のほうから出席する旨の御連絡がありましたので、御紹介します。出席状況については、以上です。

続きまして、ウェブ会議における発言方法を確認します。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は、主査から指名しますので、指名に基づき御発言をお願いします。

「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の御意思が伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場へ御意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としては、Zoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。

なお、チャット機能等で記入いただいた内容は、ウェブの画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。

本日もよろしくをお願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

議題1「有識者等による報告」に入ります。

本日は「多様な主体の参画①<各種専門職団体>」をテーマとしています。その趣旨は、前回のワーキング・グループのテーマである「新たな支え合いの検討」とも共通しますが、今後、成年後見制度の利用者となり得る認知症高齢者などの増加が見込まれることから、様々な立場の方にも広く参加していただき、地域連携ネットワークを強化・充実していく必要があると考えられるためです。

それでは、3件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通じての意見交換を行います。議題に入る前に、事務局から、本日のワーキング・グループに関連する基本計画等の

資料などの説明をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

本日の議題に関連する資料の説明をします。先週のワーキングと同じ内容ですが、改めて見ていきたいと思います。「新たな支え合いの検討と多様な主体の参画」ということで、今回は、日本税理士会連合会、行政書士に関連して、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター、そして公益社団法人日本精神保健福祉士協会から御説明いただきたいと思っています。

基本的なデータについて簡単に見ていきます。今後、人口減少社会に突入していく一方、後期高齢者が今後増えて、全人口に占める75歳以上の割合が、2025年には18%、2060年には27%となるという状況です。

また、世帯構成の推移と見通しですが、単身世帯が今後増えていくことを示しています。

併せて、65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移を見ましても、単独世帯と夫婦のみ世帯がずっと上昇トレンドにあります。

親族後見人と第三者後見人の選任割合の長期推移ですが、下が親族後見、上のオレンジ色が親族後見以外の第三者後見人ということで、第三者後見人が増えてきているというトレンドがあります。

そして、成年後見人等と本人との関係を見てみますと、左が親族と親族以外ということになるのですが、右手の親族以外の内訳を御覧ください。弁護士、司法書士、社会福祉士の3職種が多くを占めているということです。ほかに、社会福祉協議会は、市民後見、法人後見ということになります。今日のテーマは、ここにありますとおり、税理士、行政書士、精神保健福祉士と掲げていまして、各団体の取組を皆様に御理解いただき、今後の方向性を考えていきたいと思っています。

論点としましては、権利擁護支援のニーズの増加が見込まれる中で、地域全体でどのように支える仕組みを検討、構築していくかということとして、多様な主体の参画ということが、今回の説明になります。

続きまして、基本計画の関連部分を見てまいります。こちらが基本計画になります。

まず1ページの下から、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備するといった記載があります。

併せて、関係団体の取組ということで、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待されるといった記述があります。以上が、事務局からの関連資料の紹介になります。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、有識者の方の御報告に移ります。

まずは、日税連成年後見支援センター高澤氏、同じく信太氏からお願いいたします。

○信太参考人 それでは、一番バッターの日税連からの報告となります。前半の資料の説

明につきましては信太のほうから、質疑につきましては高澤のほうから回答するようにいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

1 ページ目を開けてください。日本税理士会連合会ということで、今日報告させていただいておるわけですが、税理士というのは法律上、税理士会をつくることになっておりまして、全国に15の税理士会がございます。その15の税理士会が全国的な組織として日税連を構成しております。ですから、地元で成年後見制度に携わるのは、各税理士会に所属している税理士ということになります。ちなみに、税理士会には支部というものがございまして、全国に494の支部がございます。

2 ページ目に進んでください。日税連の事業といたしましては、税理士会、それから税理士会員の指導、連絡・監督というのを主にやっているわけですが、2015年には、公益活動に携わる税理士の支援を会則で行うということを確認いたしました。成年後見人等を受任する税理士会員を税理士会が支援するという立てつけになっております。

3 ページを御覧ください。具体的に成年後見については、日税連の組織の中では、特別委員会の日税連成年後見支援センターが所管しております。各税理士会にも支援センターを設置しておりまして、成年後見制度に関わる相談等につきましては、各税理士会が直接対応しております。各税理士会のセンターの連絡調整を行っているのが、日税連のセンターの役割でございます。

4 ページを御覧ください。税理士は、全国で約8万人が登録しております。一番多い税理士会で東京は2万3000人以上、一番少ない沖縄は大体450人程度、県別に言いますと、鳥取県の171人という小規模なところから、東京都のように2万3000人を超える登録者のいるところもございます。ちなみに、弁護士さんは約4万3,000人、司法書士さんは約2万3000人と聞いておりますので、士業の登録者数としては多いほうだと思っております。

5 ページ目を御覧ください。日税連で成年後見に関わりを持ったのは、2000年4月の運用開始のときでございます。4月1日、全国紙において、税理士も成年後見制度に関わりますと、紙面一面を使いまして広告を行いました。実際に動き出したのは6月以降でございまして、その秋には成年後見人等を受任するための研修会を開催しております。

その後、2004年には、後ほど説明いたします成年後見賠償責任保険制度、2010年から2014年にかけて15の税理士会に成年後見支援センターを設置いたしました。

2015年には、成年後見人等を受任する会員に対して、報酬の見込めない場合も想定されますので、助成金制度を独自に創設したところでございます。

6 ページを御覧ください。先ほど室長から、最高裁のデータを基に御説明があった選任件数等の関連で御説明させていただきます。最高裁は毎年の新規の選任件数ということで、税理士会は2桁の中盤を推移しているところでございますが、今、皆さんに御覧いただいている資料では、現時点で税理士会が管理する税理士会員の受任件数をお示ししています。日税連で把握している数としましては、約200人が受任していることになっておりますが、

実際にはこれより多くの受任者が存在します。

表の3列目のところに候補者数とあり、税理士会も各家庭裁判所に対して成年後見人等の候補者名簿を提出しております。その人数が1188名ということですので。先ほど説明しました賠償責任保険の加入者が1240名ということになっております。ですから、税理士としては1200人近い候補者がいるところですが、実際にはその15%程度が受任しているということがデータ上、見受けられます。なお、このデータにつきましては、その都度更新しており、詳細なものにつきましては、最新情報を提供できる状態ですので、何か必要があればお声がけいただければと思います。

7ページを御覧ください。そもそも税理士とは何かについてです。

税理士の使命としましては、納税者の信頼に応え、適正な納税義務の実現を図ることが第1条に規定されております。例えば弁護士さんは依頼者のためにという立場であると思うのですが、税理士の場合は独立・公正な立場というのがございます。税務署側、依頼者側のどちらかの立場にのみ立つのではなく、法律に基づき、公正な立場で税理士の使命を果たしているということを御理解いただければと思います。

具体的には、税務代理、申告書等の税務書類の作成、税務に関する相談というものを行っております。税理士だからといって、全ての税目に精通している、あるいは仕事ができるというわけではなく、印紙税や関税など一部の税目については業務の範囲外です。ただし、決められた範囲の税目については、無償独占ということになっております。

8ページを御覧ください。それでは、なぜ税理士が成年後見制度に関わるのかということをお説明させていただきます。

そもそもほかの士業の皆様もそうだと思うのですが、その士業の職能を生かした多面的な社会貢献ということを常に念頭に置いて活動していると思いますし、士業団体の在り方として、そのような業務・社会貢献活動を行っていると思います。税理士会も社会貢献活動に積極的に取り組んでいるところでございます。具体的には、小規模事業者等を対象とした税務申告に関する無料相談などの税務支援、あるいは小中高等学校、大学等におきまして租税教育というものを行っております。それら税務に直接関わるような公益活動もございしますが、それ以外の成年後見等の、税務とは直接関わりのないような公益活動も行っているところでございます。

特に、成年後見制度について言うと、高齢社会において、全ての方が制度に関わるケースが想定されます。登録者数の多い税理士は、積極的に取り組むべきではないかということで、始めたところでございます。顧問先やその親族等に対し、成年後見制度の周知や利用に向けた助言を行っているところでございます。あるいは、法定後見における候補者として任意後見の受任者として、積極的に活動していることを御紹介しているところでございます。

9ページ、御覧ください。税理士会員を直接支援することは、各税理士会の支援センターで行っているところですが、日税連のセンターは、各税理士会の支援センターを通じて、

会員の支援を行っております。

例えば、10ページの研修制度です。後見制度のイロハを伝える「制度の普及」、あるいは、後見業務を支障なく行うための、「後見人等養成研修」を実施しています。それら研修を受けた税理士会員が資質を維持するために、「指導者研修」という形で、毎年実施し、各税理士会では名簿の更新制度として活用しているところがございます。他の士業と同じような標準カリキュラムを設定し、最新情報に基づく教材提供も行っております。

11ページ、御覧ください。税理士が後見業務を行う場合に、特にどのようなことに注意すべきなのか、他の業種と異なるところも見受けられますので、税理士向けのガイドブックを発行しております。

資料では推薦者名簿となっておりますが、家庭裁判所に提出する、いわゆる後見人候補者名簿の登載者全てに賠償責任保険の加入を義務づけておるところでございます。この賠償責任保険につきましては、他の士業と同様に、後見人自身が御本人の経済的な損害を与えられるようなケースに補填する。あるいは、御本人が第三者の身体・財物についての賠償請求を受けたような場合に、それを担保する仕組みとなっております。ただし、日弁連等で行っております横領等の不正事案に対する対応は、現在検討中です。先ほど述べました、報酬の見込めない案件に対する助成金制度についても、独自に設けておるところでございます。

12ページ、御覧ください。従事者の管理・監督も行っております。これは、税理士会によって対応が異なりますが、受任したときの初回報告、毎年の定期報告、終了のときの報告に向けた面談指導・監督、誤りが起きていないかのチェック等を行っております。

13ページ、御覧ください。制度の利用促進については、税理士会も積極的に取り組んでおりまして、2016年、前の内閣府の利用促進ワーキング・グループ、不正防止ワーキンググループで報告を行ったり、昨年度の意思決定支援研修プログラムの作成に当たっては、意見を述べたところがございます。

14ページを御覧ください。地域連携ネットワークへの参加に向けて、税理士会も日税連の支援を受けまして取り組んでおります。各市区町村等の基本計画への取組状況の調査依頼、それから市区町村等への訪問、社会福祉協議会等への訪問を通じて、地域連携ネットワークへの税理士会としての参加を促しているところがございます。

15ページ、御覧ください。具体的な活動状況につきましては、表を御覧いただくと、ほぼ全国の各都道府県で市区町村等への訪問を行っているところがございます。

16ページ以降には、具体的に各市区町村等の協議会で委員になったり、市民後見人等養成講座の講師派遣に対応したりという事例を掲載させていただいております。

続いて、日税連・税理士会の課題を述べさせていただきます。

各市区町村を訪問する中で、例えば本日の厚生労働省の参考資料にもありましたが、各市区町村では、税金等の滞納に対して、どのように対応すべきなのかということが示され

ておりました。我々の現場でも、税務署の窓口で、判断能力が低下したと見受けられる方の対応に税務署が困っているという話を見聞きしております。そのような場面で、税理士が余り活躍できていないのではないかとということも問題意識としてあります。

一方で、税制面からの利用促進に向けた働きかけというものを行っております。税制改正に関する建議書というものを、日税連でも官公署に毎年提出しているところですが、この数年間は、被保佐人、被補助人あるいは任意後見契約が発効したご本人についても、本人に対する障害者控除の適用を認めるべきではないかと提案しているところでございます。現時点では、成年被後見人には特別障害者控除という制度が適用されますが、それ以外の方々については、被保佐人だから、被補助人だからという理由だけで障害者控除を受けるというシステムにはなっておりません。障害者控除を受けられるなどの手当てを行えば、税制面からも利用促進に向けた働きかけも行えるのではないかと考えているところでございます。

19ページ、御覧ください。まとめです。税理士は、長年のお付き合いのある事業者あるいは地元の中小企業の日常の相談相手を担っているところでございます。成年後見制度について、確かに税理士は後見人等の受任件数が少ないということは認識しているところでございますが、今回の地域連携ネットワークにおいて、受任を前提とするのではなくて、地域連携ネットワークの中の支え手として、税理士も参加できるのではないかと考えているところでございます。地元には税理士は必ずいると思いますので、お声がけいただければ、税理士会あるいはその支部を通じて、成年後見制度に参画する税理士を派遣できるものと思っております。

以上、駆け足でしたが、御報告を終わります。

○上山主査 信太さん、どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移ります。質疑応答の時間は10分を予定しており、画面にタイマーをセットいたします。また、できるだけ多くの方から質問をいただけるよう、御質問と御回答は簡潔にお願いいたします。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合に、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 青木です。

今日は、御報告ありがとうございました。

専門職が後見人をしていく場合に、これから本人のニーズに合わせた担い手という意味では、その専門職が、後見人の専門性として、どういう点に専門性があると言っていけるかというのが非常に大きいと思います。弁護士であれば、例えば紛争解決あるいは人権擁護、虐待対応、その他の専門性があるということと言えますと、税理士会の皆さんの専門性は何と考えていただいているかというのが1点です。

それから、これから裁判所からの推薦とか、推薦した後見人が何か問題を起こした場合

に、会として、家庭裁判所の関係で事案に応じた人を推薦する体制ができるのかという点と、何か苦情があった場合に、会として個別の事案に対応できるのか、この辺りの体制についてはどのようにお考えでしょうか。都道府県単位に税理士会がなっていないこととの関係も含めて、教えていただければと思います。

以上です。

○高澤参考人 日税連のセンターの副センター長をしています高澤と申します。今日は、宮城県仙台市から参加しております。どうぞよろしく申し上げます。

まず、税理士の専門性ということですがけれども、今の取組の御案内にもありましたとおり、税理士は税務の専門家ということが言えると思います。事業活動だけじゃなくて、通常の生活をしている上で、税というのは必ず関わりが出てくると思います。これは、統計的な数字を取っているわけではございませんけれども、税務署と税務当局の話でも、例えば被後見人になった方の無申告とか滞納の問題というのはあるようだと聞いております。そういった後見人になった方の税の相談の体制がない部分もあるのではないかと思います。

例えば、親族後見人の場合、誰に聞いていいか分からないというときに、税理士会の成年後見支援センターの窓口をたたいていただいて、こういったことがあるのだけれども、税の支出が必要かとか、納税に対してどうしたらいいかという御質問をいただいたときに、答えることは十分可能だと思います。

また、本会は特に身上保護とか福祉という観点から、財産管理というのは我々、専門家でございます。不正防止ということを考えてときにも、帳簿の確認という作業も、我々、専門性が発揮できると思います。

それから、家庭裁判所の推薦のことですがけれども、現実問題、私も成年後見支援センターの副センター長をしていて、仙台の家庭裁判所のほうから推薦依頼がございました。細かく御指導ということを目的としているので、推薦していただきたいということもいただいています。地域性、年齢、その他経験などを踏まえて推薦基準のようなものを受けまして対応したところがございます。ですので、15の単位会がありますけれども、それぞれ推薦基準をもって対応しております。

それから、苦情等が出たときですがけれども、正直、税理士にそれぞれ任せているところもありますので、家庭裁判所とのやり取りの問題はあるかだと思います。そういうときは、各税理士会の支援センターが窓口になりまして、後見人との調整を図っているというのも現実でございます。ですので、それぞれ各単位会の支援センターが対応しているという形になると思います。

それから、税理士会は各県というのは持っておりませんが、例えば東北会でいきますと、6県あります。東北は広うございます。それぞれ各県に支部をまとめた県連合会というものがございます。我々、よく言っているのですが、税理士会の基準は支部にある。支部で対応したほうが、きめ細やかな税制に対する対応ができるということですので、これは成年後見の場におきましても、地域連携ネットワーク等の場におきましても、

支部で対応するというところで、きめ細かな対応が可能になると考えております。

よろしいでしょうか。以上でございます。

○青木委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、西川委員、お願いいたします。

○西川委員 西川です。よろしく申し上げます。

2点目は青木先生の質問とかぶっている部分もあるのですが、まず1点目です。税理士さん、顧問先の事業者、これは経営者の場合もあれば、使用人の場合もあると思いますが、そういった方が成年後見制度の利用が必要な状態になったときに、非常に身近な相談先あるいは指南役として活躍していただけるのではないかと思います。その一方で、企業の税務顧問としての立場と、本人の権利擁護者としての立場というのが、形式的にも実質的にも相いれないのではないかと思われるケースもたくさんあります。簡単に言うと、中小企業ですと経営者の方はほとんど連帯保証人になっていますので、そこで企業のためを考えると、本人のためにならない判断になってしまうということは起こり得ることだと思います。

これは、税理士の方が受任を前提とする場合だけじゃなくて、一般的に関わる場合も含めてですけれども、この辺り、会員の方にどのような指針を示し、あるいは受任する会員に指導されているのか。非常に難しい問題だと思うのですが、避けて通れない問題だと思いますので、方針とかがあれば教えていただきたいというのが1点。

それから、2点目は、先ほどの質問と御回答で、支部あるいは支部連合会のようなものがあると認識したのですが、そうすると、中核機関とか行政が、例えば中核機関の委員を税理士さんをお願いしたい、その相談をしたいという場合には、支部に御連絡さしあげればいいのかと理解してよろしいのか、その2点、お願いします。

○高澤参考人 まず、1点目ですけれども、今般の会社法改正におきまして、令和3年3月1日以後、取締役等における被後見人等の欠格条項が外れたわけです。これにより、法人の顧問税理士が取締役個人の後見人を受任すれば、利益相反関係に当たるということは我々も認識しているところでございます。そういったケースの場合に、考えられるのは、特別代理人等を選任することで対応できないかということです。想定される事案及びその対処方針等については、今後、税理士会員に周知していくことを日税連で検討しているところでございます。

また、特別代理人の選任で対応できない場合には、例えば実現可能かどうかという課題はありますけれども、顧問税理士を交代することもあり得るでしょうし、あるいは他の税理士に後見人等を引き受けてもらうということも指導しているところでございます。特に、日税連・税理士会としては、税理士の倫理を強く意識しておりますので、問題が起きることのないよう指導しているところでございます。

2点目の御質問ですけれども、繰り返しになりますが、税理士会には全国に支部があり

ます。具体的に動くのは、支部になると思いますけれども、窓口になるのは、各税理士会、実際は各税理士会の支援センターが窓口になって、そこから支部に派遣依頼をするという形が一般的になると思います。ただ、全ての支部に成年後見に対応できる税理士がいるかどうかという問題もあります。そういった場合には、広域連携じゃないですけども、税理士会において派遣できる者を調整し、その支部に派遣するというところも考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

○西川委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。新井委員、お願いします。できるだけ手短かに御質問いただければ。

○新井委員 簡単な質問です。

信太さんの報告の19ページ、一番最後ですけども、地域連携ネットワークの中に参加しているというお話がありました。それはそれで結構ですけども、そうすると、法定後見なり任意後見の当事者になるよりは、ネットワークの中で仕事をしていきたいという趣旨で理解してよろしいでしょうか。

○信太参考人 地域連携ネットワークにおいては、市区町村等からの依頼があれば積極的に税理士を派遣するという趣旨でご説明しております。後見人等の受任を否定するものではございません。

○新井委員 分かりました。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、時間ですので、ここで質疑応答を終わりたいと思います。信太さん、高澤さん、どうもありがとうございました。

次の報告に移ります。コスモス成年後見サポートセンターの曾根氏からお願いいたします。

○曾根参考人 皆さん、こんにちは。私からは、コスモス成年後見サポートセンターの取組について御説明させていただきます。よろしく申し上げます。私は、コスモス会員で行政書士の曾根寧之と申します。少子高齢化とか若者の県外流出などが進んで、課題先進県と言われます高知県の四万十市に事務所がございまして、後見実務に携わる者の視点も添えて発表させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、コスモスを御存じない方も多くいらっしゃると思いますので、団体の概要から御説明いたします。成年後見制度が始まった2000年当時は、地域の実情に合わせた活動が推奨され、各地の行政書士会の支援の下、行政書士を主体とした成年後見に取り組むNPO法人等の団体が各地で設立されました。

2010年になりまして、全国組織の設立の機運が高まりまして、日本行政書士会連合会にて全国組織の設立が承認され、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターが設立することとなりました。当初は、全国14支部450名でスタートいたしましたが、徐々に支部・

会員数が増加しております。支部未設置の地域におきましても、地域の行政書士による任意団体等と協定を締結するなど連携して、制度の普及・促進のための活動を行っているところでございます。

次に、団体の目的ですが、こちらに記載している内容が法人の目的となっております。文章中「身上監護」とございますが、現在におきましては「身上保護」が正しい表現でございますので、読み替えていただきますと幸いです。

そして、活動の内容につきましては、成年後見制度の担い手を育成することで、制度の普及啓発・利用促進に寄与するために、行政書士による後見業務の質の向上と不正防止の実効性を確保することが、組織としての役割と考えております。

続きまして、組織体制について御紹介させていただきます。

まず、支援を必要とされている方や自治体・関係機関から御相談をいただく場合には、直接会員にいただくほか、支部事務局でも受け付けております。会員や支部事務局の連絡先は、コスモスのホームページで御確認いただけるようになっております。

次に、会員が行う後見業務の質の向上のために、各種研修を実施しております。この点につきましては、後ほど詳しく御説明したいと思います。

そして、不正防止のための業務管理のため、年4回の業務報告を義務づけております。この点につきましても後ほど御紹介いたします。

そして、今年度からは、法人後見運営委員会を設置し、将来的な実施の準備を始めたところでございます。これは、行政機関などから御相談いただく中で、長期的な関わりが必要であったり、組織として対応したほうがいいなど、法人後見が相当ではないかという事例相談が増えてきたという背景がございます。現時点におきましては、検討を開始したばかりということで、具体的な取組の内容をお話しすることはできませんけれども、委員会には、リーガル・サポート様、そして日本社会福祉士会様にも人的支援をお願いしているところでございます。

ここで、本スライドには記載しておりませんが、会員が加入しております賠償責任保険について補足させていただきます。被保険者、いわゆる加入者は、行政書士会またはコスモスが実施する成年後見人等養成研修を受講して、修了試験に合格し、保険管理を認められた者を対象としております。つまり、コスモス会員であれば、受任の有無にかかわらず、保険への加入が義務づけられております。

保険内容としましては、業務遂行に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負い、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り、補償限度額の範囲内で賠償金及び訴訟費用等をお支払いするというものになっております。業務の対象は、法定後見人や監督人、そして任意後見契約発効後の任意後見だけでなく、事務委任契約並びに任意後見契約を締結した任意後見受任者も対象となっております。

続きまして、会員数ですが、2021年4月1日現在で2108名が在籍しております。その中には、ほかの専門士業の兼業者の方もいらっしゃいます。会員数の推移及び各支部の所属

人数につきましては、上の表を御覧いただければと考えております。

次に、後見人等の受任の状況についてです。2021年4月1日現在、4055件の受任がありまして、内訳としましては、任意後見が933件、うち発効済みのものが52件となっております。法定後見が全体で3122件、うち補助が208件、保佐が668件、後見が2231件、その他監督人が15件でございます。これは、あくまで参考値ではございますが、こういったことが原因で制度利用がされたかという割合ですけれども、認知症が約7割、精神障害の方が2割、知的障害の方が2割ほどの利用になっております。

受任件数の推移と各支部の受任件数につきましては、上の表を御覧いただければと思っております。

団体の概要に続きまして、行政書士が成年後見に関わることをどういった特徴をもって利用者の皆様の期待に添えていくかという点を御説明したいと思っております。

まず、法律的なところからスタートいたしますが、先般、行政書士法が改正されまして、目的規定の中に「国民の権利利益の実現に資する」という文言が追加されることになりました。これは、行政書士の業務が多様化しておりまして、その業務が国民の皆様の公法上や私法上の権利利益に関わるものになっているという実態に即したものとする必要性からなされたものとなっております。このことから、成年後見制度における権利擁護を含む権利の実現のために、我々行政書士も関わることになったということが明らかになったと言えると思っております。

次に、そもそも行政書士がどのような仕事をしているかということ余り御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、簡単に触れておきたいと思っております。

行政書士法で規定されている行政書士の業務は、官公署、いわゆる行政の役所と呼ばれるようなところに提出する書類の作成、よく許認可申請と呼ばれるようなことですね。そして、遺産分割協議書や契約書といった権利義務に関する書類、そして決算書や議事録といった事実証明に関する書類を作成することが法定業務と規定されております。その他許認可申請の場面では、不利益な処分をされた際に不服申立手続を代理することですとか、契約その他に関する書類を代理人として作成することも規定されております。

このような業務が成年後見制度とどのような形でリンクするかという点ですけれども、例えば高齢者の方や障害者の方々が行政サービスを受ける際も、申請という手続が必要だと思いますけれども、そういった行政への申請手続の、日々、業務の中で行っていることですとか、障害者施設や高齢者施設など福祉サービス事業を開設する際の許認可申請や、運営に関する書類作成業務を受任することがございますので、そういった福祉サービスに関する知識を持っていたり、行政窓口で日々足を運んでいるという点も特徴として言えるのかなと思っております。

また、許認可だけでなく、遺言や相続、任意後見契約に関する書類の作成などの、成年後見の周辺にあるような法的書面の作成なども業務として行っているところでございます。

そして、今回のテーマでもあります地域連携ネットワークにおける行政や関係各所との

連携という点に関連してきますが、日々の業務の中で、当事者と行政機関の間に立つ調整役としての側面であったり、司法書士さんや税理士さんなど他士業へつなぎながら、多面的に業務に当たるといふ側面がございます。つまり、成年後見におきましても、相談内容を聞き取り、精査した上で、例えば申立支援だったら司法書士さんに、紛争解決には弁護士さんになど、必要な支援につなげていくことが日常적으로ございますし、私自身、地元の先生方と連携して課題解決に取り組んでいるところでございます。

そして、行政書士の特徴といたしましては、全国に5万人の会員がおりまして、比較的都市部への偏在が少ない。つまり、会員が地方や郡部のほうにもいるということが言えると思います。ただし、先ほどもありましたように、コスモス会員はそのうちの2100名程度でございますので、ここまで述べてきましたような特性を生かしつつ、会員の増強も含めて、今後ともより一層組織体制を充実していけるように取り組んでまいりたいと考えております。

そして、業務特性のところでは最後になりますけれども、基本計画でもありますとおり、私の住んでいる高知県の端っこのような地方であっても、全国、どこに行っても必要な支援が受けられるように、支援体制を充実していく必要があると思っております。そのためには、会員一人一人が、財産管理だけでなく、意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点を持つこと、そして本人を取り巻く関係各所と協力・連携して、寄り添い型の後見業務を実施していくことを組織として考えていかなければならないなと思っております。

では、ここからはテーマを変えまして、会員支援の状況について御説明したいと思います。

まず、後見業務の質の向上のための研修制度についてです。コスモスでは、入会する前に成年後見に関わることができるよう、一定水準の知識を担保することを目的に入会前研修を実施し、そして、知識確認のための考査を実施しております。そして、入会後の法改正などの知識のアップデートや、後ほど御説明いたします業務管理による情報のフィードバックを中心とした更新研修を2年ごとに義務づけております。

また、具体的に後見業務に当たる上では、法令上の知識や定型的なノウハウだけでは十分ではございませんので、地域の実情や特性のある個別案件に対応できるように、受任案件を基にしたグループワークや、新規受任者へのフォローを中心とした支部研修などが各地で行われております。

また、今後、よりよい研修制度とするために、様々な施策を実行して、バランスの取れた資質向上を全体として図るための仕組みを構築して、本人に安心して御利用いただける人材育成のための研修制度を充実してまいりたいと考えております。

研修カリキュラムにつきましては、御覧のとおりでございます。特に、制度利用者や関係者への理解を深めるための研修には、看護師さんとか障害者施設にお勤めの社会福祉士さん、病院にお勤めの精神保健福祉士さんにも外部講師をお願いしておりまして、ここに記載しております各種専門職の皆様にも講師を御担当いただいているところでございます。

これら研修に加えて、その他のバックアップ体制としましては、会員を対象とした相談窓口を設置したり、業務報告についても、受任者への指導のほか、助言をするようなフィードバック体制。そして、本会の基本計画の概要説明や、全国の支部で行われている先行事例などを紹介するような機会も設けております。

また、各支部におきましては、支部独自に情報交換会を実施したり、初動に戸惑うことが多い、初めて受任する会員に、初回報告とか家裁への定期報告まで、支部内の経験者が伴走して業務をフォローするような仕組みを設けているところもございます。

次に、不正防止のための業務管理体制について御説明いたします。

コスモスでは、年に4回、3か月に1回の報告を義務づけております。財産の状況だけでなく、事務経過記録というものも一緒に確認し、訪問回数とか、その内容など、身上保護の面もチェックしております。

任意後見につきましても、特に移行型の契約におきましては、本人の判断能力が低下しているにもかかわらず、監督人が選任されずに財産管理を続けるということが不正の温床となり、問題となっているということは、皆さん御存じのとおりかと思いますが、会員が受任者となる場合には、財産管理を開始したときから3か月ごとに報告することを契約書の中にも明記することとしておりまして、利用者や公証人さんにも御理解いただいているところでございます。

この業務管理体制の効果というところですが、まずは、業務管理の存在自体が1つの抑止力になるのではないかと考えております。そして、報告サイクルが短いために、異変に早く気づくことができること。そして、提出回数が多いことで、不正隠蔽の時間を与えないことなどにも期待しております。

また、既存の不正防止施策との関係ですが、家裁や監督人が行うものに上乗せするものでありますし、後見支援信託や支援預金の利用をされているものについても、資料の提出を求めています。

最後に、地域連携ネットワークが充実していくために、当法人が取り組んでいることについて御紹介させていただきます。

利用促進のために取り組むべき共通の課題といたしましては、まずは広報・相談機能の整備が図られることと、後見人等の担い手の確保、地域連携ネットワークにおける相談対応やチーム支援がその中心にあるのではないかと考えております。

そのために当法人が取り組むべきことは、市町村や関係団体の皆さんと積極的に連携していくこと。そして、担い手を養成して供給する側として体制整備を行うことであると考えております。

そのための具体的な取組としましては、行政や社協と連携した市民向け相談会の実施や、本人や親族、そして、それに関わる方々に制度理解を深めていただくための講師派遣活動を行っております。そのように関係機関と一緒に活動させていただくことで、当法人への理解も進み、ともに地域課題に取り組む社会資源の一つとして認識されつつあるのかなど

感じております。

そのような取組の結果、現在では、市町村の担当課や社協、地域包括、そして医療機関や介護施設の相談員の方々からの相談が増えております。家庭裁判所からの推薦依頼も着実に増えておるところではございますが、利用される方の比較的近い立場におられる自治体や関係機関からの相談が中心となっております。

また、相談支援としての役割ですが、先ほど、行政書士の仕事の中で、課題を整理して、必要な支援につなげることが多いと申し上げましたが、金融機関とか権利擁護センターなどに寄せられた相談について、要請があれば会員を派遣し、制度説明や必要な支援へのつなぎの助言などを行うような取組も行っております。

また、特徴的な取組としましては、成年後見制度をもっと身近に分かりやすく伝えるために、成年後見をテーマにした寸劇を実施している支部もあります。例えば、三重県支部などが劇団を結成して公演を実施しているようで、大変好評を得ていると聞いております。

そして、知的障害や精神障害のある方の制度利用について、少し御説明いたします。御相談に至る経緯といたしましては、いわゆる親亡き後の問題として、信頼できる後見人に出会えるかということが非常に関心を持たれておると感じております。また、最近では、御家族が高齢となってきて関わりが難しくなったり、既に身寄りが亡くなってしまって、入所者の財産管理とかサービス利用契約をどうすればいいかという、施設や病院からの御相談も増えてきております。

それらに対応するためにも、研修の中で、障害についての特徴や関わり方などについて専門的な知見を学んだり、講演会などを通じて必要な支援につなげていく取組を進めているところがございます。

また、任意後見制度の利用促進も重要なテーマではないかと考えております。任意後見制度の意義としましては、本人の意思を尊重し、支援内容についても御本人の希望に沿って決めることができること。そして、すみません、ここには「将来型」と書いておりますが、「移行型」のほうが正しいと思います。申し訳ございません。移行型などの利用によって、切れ目のない対応が期待できるのかなという点にあると思います。

任意後見の利用がなかなか進まない背景としましては、先ほど言った不正の温床となるという問題や、メリットをどのように周知していくかということが課題であると思っております。そのために、当法人といたしましても、先ほど述べてまいりましたような業務管理を徹底することや、事例の蓄積によって、研修によって資質を向上させていくことが必要になるのではないかなと考えております。

最後に、本日発表させていただきました内容のまとめとして、地域連携ネットワークにおいてコスモスが果たすべき役割について記載させていただいております。支援が必要な方がメリットを感じて安心して制度利用ができるように、地域に根付いた活動を積み重ねることで取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○上山主査 曾根さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔をお願いいたします。どなたからでもどうぞ。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 ありがとうございました。

先ほどと同じ質問になるかもしれませんが、行政書士の専門職後見人としての専門性について、お話もありましたが、具体的に、例えば司法書士や弁護士と違って、こういう点があるときは行政書士が向いていますみたいな、何かイメージがございましたら教えていただければと思います。

それから、これも同じ質問ですけれども、裁判所からの推薦に対して、名簿に基づいて事案に応じたマッチングというのが可能な体制があるのか、苦情があった場合に、どのように対応できるかということなども教えていただければと思います。ちょっと気になりましたのは、都道府県によってはコスモスの加入が非常に少ないところがあると思いますが、コスモスに加入しないで行政書士さんとして活動されている方については、何らかの関与というものが行政書士会あるいはコスモスさんとしてできるのかという点も教えていただければと思います。

以上です。

○曾根参考人 青木先生、御質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。

まず、1点目の特性といったところですが、例えば他の士業さんと比較してという話がありました。他の士業さんは、専門性というものがはっきりしておりまして、そういった部分で御活躍されているということは、非常によく知っているところです。行政書士の業務も、実はそれ以外というふうに、かなり広範囲にわたって取り組んでいるということが、まず現状としてあるということは御理解いただければと思います。その中で、私たちが成年後見業務の中で取り組む上での特性といたしましては、先ほど申し上げたとおり、常に行政とのやり取りに応じて、申請手続というものに慣れているというか、ふだんから業務として行っているということがまず1つございます。

あと、利用者さんとの関係のメリットで言いますと、そういった業務の関係性です。たくさんさんのところに動き回って、関係各所との調整をするということが業務の基本にございますので、そういった、今、求められている利用者様のメリットという意味では、御本人さん等の意見を聞きながら、そして行政に必要な支援につなげていくというところが、少し抽象的な表現にはなりますけれども、私たちが行うことの特性、メリットではないかなと考えております。

続いて、家裁などから推薦依頼があった場合についてです。これについては、各支部において、既に名簿などをどこの支部も作成していると考えております。それをどのように運用するかはまちまちですが、例えば家裁などから依頼があった場合には、場所、

近いほうがいいのか、男性・女性とか経験とか、こういったことが得意とか、様々な情報をいただけましたら、支部内である程度この人がいいだろうという受任調整といいますか、推薦するような仕組みが設けられております。

また、会員数が多いところでは、いきなりどの方をお願いするというのはなかなか難しいものですから、支部の中にも管轄庁を設定しているところもございますので、そういった管轄の中で、狭い地域の中で対応できる人はいないかという形で調整しているところもあると聞いております。

また、苦情とか不正防止という観点、非常に悩ましいところでございます。先ほど言っていた業務管理の中で、後見事務の記録などを確認する中で、これはおかしいのではないかと本部側が確認できれば、本人に弁明を求めたり、指摘するような形はございます。また、利用者側から苦情をいただくということも少なからずあるのではないかなと思います。その場合には、お近くの支部へ、こういう会員がこういう対応をしているけれども、大丈夫かということや、もし、そういった支部で解決できない場合には、コスモス本部として、理事会や法規委員会とか業務管理委員会などと連携して、個別具体的に解決に導いていくことが必要な体制かなと思っております。

また、コスモスに所属していない行政書士がいることについて御指摘でした。先ほど会員数のところで、支部の中でゼロ人となっていたところは、コスモスの支部がまだ設立していないところになります。ですけれども、そういったところでも、既に行政書士が設立した任意団体や公益法人みたいなところがございまして、そこが単位会と連携して体制整備をしております。

支部があったとしても、コスモスに所属せずに後見を受任しているという案件、なかなか悩ましいところです。それを強制的にコスモスに入会させるという仕組みが現状ございません。コスモスに所属していただけることのメリットを、まずは会員それぞれに感じていただくこと。そして、単位会と連携して、そういう会員がいるのであれば、コスモスへ入会を促すこと、そういった取組を随時進めていきたいと考えております。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、星野委員、西川委員の順で御質問、お願いいたします。

○星野委員 今日、御報告ありがとうございました。社会福祉士会の星野と申します。

2点ほどお聞かせください。

今の青木委員の質問で、行政書士の専門性というものが、いわゆる行政手続関係で幅広くあるということが分かりました。それを踏まえて、私も実務をしている中で、例えば訴訟行為で後見人として弁護士の先生に委任する、あるいは不動産登記を司法書士の先生に委任するとか、あるいは税関係に関して税理士の先生に委任するといった経験はあるのですが、後見人から、そういった行政書士さんの専門性を生かしたいということの御相談というのが、もしあればぜひ教えていただきたいなというのが1つと。

それから、それらの業務をされるときに、後見人から依頼されて行うということと、自

らが受任して後見人として事務を行っていくというところの違いといたしますか、そういったものももし曾根さんのほうでおありでしたら、お知らせいただければと思います。

以上です。

○曾根参考人 星野先生、ありがとうございます。

1点目につきましては、私自身も後見人として受任する中で、たくさんの先生方をお願いすることばかりで、いつも助けていただいております。先日も、債務整理みたいなことには弁護士の方にも大変お世話になりました。非常に大きな財産を相続したときにも、税理士の先生にアドバイスいただいて、相続税などの申告についてもお手伝いいただいたところでした。

逆に、行政書士としてお手伝いできるところがあるかという御質問だったかと思えます。非常に難しいことで、例えば、私たち、お仕事をしている中では、自動車の登録といったことも行政書士のお仕事になっております。例えば、後見人が所有していた自動車を、名義を変えて誰かに使っていただきたいとかといったことには、登録手続の代理をすることもございますし、また、建設業や産業廃棄物の収集・運搬といった許認可に関するところでも、代表になられている方や経営業務の管理責任者などの責任がある立場の方々が、何らかの要因によって成年後見制度を利用したという状況で交代したり、許認可上の届出のようなことがあれば、御相談いただきますと対応できるかなと考えております。

2つ目として、違いを見せてほしいというところだったと思えます。私たちも、先ほどの沿革の中でもちょっと触れましたけれども、当初、足並みがなかなか遅く、全国組織としてスタートするには非常に時間がかかったところがございます。後発団体として、まだまだこれからと考えておりますが、地域、地域に行政書士がおりまして、担い手としてまだ人が足りないという地域がたくさんあると思えます。そういった場面で頼りにしていただけるように、本来の業務から皆さんに信頼していただくことと、そして後見業務を通じて地域に貢献していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

では、西川委員、お願いします。

○西川委員 司法書士の西川です。よろしく申し上げます。

司法書士も伝統的に書類作成のプロだと思っておりますので、そういった観点から、コスモスさんとは課題が共通する部分があるのかなと受け止めております。そういった観点から2点御質問させていただきたいと思えます。

1点目は、書類作成の専門家として関わるというのは、中立的な立場で権利関係の調整手続に関わるという姿勢になると思うのですが、その一方で、成年後見の業務においては、本人の代理人、権利擁護者としての立場で活動する。リーガルサポートでも、会員にその認識をしてもらおうということについて苦勞する部分があります。遺産分割協議書の作成1つ取ってみても、中立的な立場で関わるのと、代理人として関わるというのは違うと思えます。

それから、私から見ると、許認可というのが特に行政書士さんはプロ、強い分野じゃないかと思っているのですけれども、これも、ともするとプロとして行政の立場で要件を当てはめてしまうみたいなのがどうしてもあって、こういったところも日常業務とは発想の転換が必要なのに、それがなかなかできない。こういった会員指導は、リーガルサポートも特に初期の頃は苦勞したのですけれども、そういった点について、どんな工夫・指導をされているのかという点が1点。

それから、もう一点は、不正防止ということになると思うのですけれども、法定後見以上に任意後見は自由度が非常に高いものですので、そうすると、不正防止といっても、組織としてどこまで関わればいいのかというのは非常に難しいことになると思います。リーガルサポートでも、契約の内容について踏み込んで指導したりということもあるのですけれども、特に任意後見の指導は大変だと思います。その辺り、どのように考えているのかということ。

それから、報告を義務づけているということですが、恐らく100%、皆さん出してくれるということではなくて、遅れたりということがあると思います。そういったことへの対応、指導をどんな形で行っているのかということをお教えください。

○曾根参考人 西川先生、どうもありがとうございます。

1点目につきまして、まず非常に悩ましいところであるかなと思いますが、具体的な指導というか、求めていることについて、まず御紹介しますと、コスモスでは、少なくとも1回は本人に面会して、お話しをしましょうと指導しております。そのときに、本人は会話が難しいという場合であっても、毎月、必ず顔を合わせることで、ささいな所作とか口調など、本人の意思を理解することに役立ててもらいたいということ。

それから、ヘルパーさんやケアマネさんとか生活指導員さんたちにも同席を求めて、その方たちと一緒に御本人の健康とか精神状態などを含む生活上の情報を聞き取って、寄り添うような姿勢で本人を理解するように求めていきたいと思います、入会前研修とか更新研修では指導しているところでございます。

また、先ほども言っています年4回の業務報告によって記録を見ることで、継続的にちゃんと会いに行っているかということを確認して、それを確認した上で気づいたようなことが何かあったら、会員に対して、こういうことはどうなのと直接指摘を行っているということでございます。

御指摘にありましたように、行政書士であるコスモス会員の本来業務の中で、官公署に提出する書類の作成及び調整というところで、手続の迅速性ですとか合理性みたいなところを重視する余り、ともすれば事前審査というか、自らできる、できないという判断みたいなことをどうしてもしてしまって、そういった観点に陥りがちだと思いますけれども、先ほど言ったような取組を指導することと、理念をしっかりと分かっていただくこと。後見業務は全く違う。本人に寄り添った活動であるということを知って実行していただくように、積み重ねて指導に努めてまいりたいなと思っております。

2つ目の、任意後見等、特に不正防止の観点で非常に難しいのではないかと御指摘だったと思います。任意後見も、長いスパン、契約締結前、それから、移行型だったら事務委任、その後に任意後見があつて、死後事務みたいなところも、様々なニーズに対応するということに難しさがあるかなと思います。契約前の段階においては、本人さんとしっかりコミュニケーションを取って内容を詰めていくことが重要ですし、公証人の方と内容がある程度精査できたら、締結前にコスモスのほうに契約書案を送っていただいて、事前に確認するということをしております。

また、不正防止のためにそういったことを積み重ねていって、業務報告の中で指摘できるところは指摘していくということになろうと思います。先生がおっしゃったように、全ての方が報告を出していただかなければ全く意味がありませんし、1件出てしまうと、全体としての信頼にもつながるところですので、業務管理の重要性というものをしっかり求めていきたいと思っております。

また、自分たちの取組だけで十分とは言えないと思いますので、地域連携ネットワークの中で連携して、チームで取り組むことでの不正防止ですとか、また、安易に任意後見の利用を勧めるということではなくて、御本人の利益を最大化するための制度利用だよと、会員には周知啓発をしてみたいなと思っております。

すみません、回答になったかどうか分かりませんが、ありがとうございます。

○上山主査 曾根さん、どうもありがとうございました。

それでは、最後の報告に移ります。日本精神保健福祉士協会認定成年後見人ネットワーク「クローバー」、長谷川氏、同じく齋藤氏からお願いいたします。

○長谷川参考人 日本精神保健福祉士協会の認定成年後見人ネットワークのクローバーの長谷川と申します。

本協会の目的ですけれども、スライドの資料にあるとおり、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業と、精神障害者の社会的復権というところを目的として活動しております。

沿革については、資料を御参照いただきたいと思います。直近のところでは、昨年度から、PSW (Psychiatric Social Worker) と言われるのですが、メンタルヘルスのところにシフトしてJAMHSWと名称が変わってきているということです。

クローバーの目的のところですが、クローバーは、成年後見の活動を行うことで、精神保健福祉士への情報提供、研さんの場の提供を行うことによって、精神障害者の権利擁護の推進に寄与するというところで、組織的には日本精神保健福祉士協会の中に位置づけられているということです。

そして、黄色の部分の認定成年後見人養成研修については、後で詳しく説明したいと思います。

クローバーの成り立ちです。2006年、日本精神保健福祉士協会の中の権利擁護委員会の中に、権利擁護委員会成年後見人養成研修の検討小委員会を設置しまして、その中で成年

後見に関する検討がなされ、モデル研修を経てクローバーが立ち上がったという経緯です。クローバーが立ち上がるまで、およそ7年の経緯があったのですが、協会の中で、自己決定支援と代理権の行使というのは相反するのではないかという議論ですとか、そうは言っても、権利を擁護する状況・場面があるのではないかということで、かなり年数をかけて議論した。

ただ、そこが全てすっきりと解決したわけではないと思うのですが、そういった課題を残しながら、後見人が油断すると本人の権利を奪ってしまう、侵害してしまう立場にもなり得るのだという点も十分留意しながら進めていくということで、時間をかけた結果、クローバーが始まることになったという経緯です。第1号の受任は2009年で、以降、細々とすけれども、受任していつているということです。

クローバーの特徴です。

全国組織であって、全国の後見人等の受任依頼、受任調整、受任者支援を一元化しているということです。東京に事務局があるのですが、そこで全国の家庭裁判所なり中核機関からの受任依頼を受けているという状況です。

そして、精神障害者の後見等を中心にしている。

そして、意思決定支援を重視し、代理権行使は必要最低限を目指しているという状況です。

登録者は、本来業務を持ちながら後見事務を兼任していることが多い状況です。個人開業は少ない組織です。

あとは、登録者の地域偏在があるということで、これも後で説明したいと思います。

精神障害の方については、病状の変化により判断能力の変動が大きいときがあります。後見人等は、常に意思決定支援を意識した後見事務を行う必要があると考えております。

あと、事前質問にありました成年後見人の損害賠償保険について、少し説明させていただきます。精神保健福祉士賠償責任保険がありまして、1年ごとの更新制で、登録者には加入義務を課しております。そして、精神保健福祉士の業務や精神保健福祉士の補助者が精神保健福祉士の資格に基づく業務を遂行し、他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合においては、被保険者に科せられた損害賠償責任による損害分を補償する保険となっております。保険額は、対人・対物事故1000万、人格権侵害補償、1名につき100万、管理財物補償は1事故につき10万から50万という補償内容となっております。より詳細な内容が必要でしたら、後ほど資料を送らせていただきます。

クローバー登録者に求められる実践力習得へ向けた研さんというところです。まず、一番下の精神保健福祉士、国家資格になりますが、国家資格を取得後、左のほうを見ていただいて、基礎研修を受けていただく。その後、基幹研修がIからIIIまであって、認定成年後見人という状況になる。ある程度の基礎知識を資格の上で修得していただくということです。

その認定精神保健福祉士を対象に、さらに、そこからクローバーの養成研修を受ける仕

組みになっております。養成研修は、4日間の研修を行っております。昨年度はコロナ禍で中止になってしまったのですが、昨年度からカリキュラム、シラバスの内容を若干ブラッシュアップしまして、新たなシラバス内容でやる予定で、今年度は新しいシラバスで4日間の研修をまた再開することになっております。前半2日間が入門編で、後半2日間が応用実務編ということになっています。

その後に、登録した後、左上のクローバー継続研修が1年に1回ありまして、ここを受講して質の担保を図るということをしております。

そして、右側のほうに行きまして、クローバーの研修体制とは別に自己研さんがあるわけです。これは、日本精神保健福祉士協会の研修、各都道府県の研修、以下、自己研さんの方法が書いてあります。

併せて、我々は真ん中のソーシャルワーク実践についても最近特に考えておりまして、クローバーに依頼が来るのは、精神障害の方を対象にしたケースがとて多いので、そこでは、ソーシャルワーク実践による経験値がとて大事になってくる。こういった経験値による、いろいろな支援の力をいかに担保していくかという、そこを今、協会でも検討しているところです。これがクローバーに期待される成年後見人等であると思っております。

クローバーの現状、最初の説明にもありましたけれども、精神保健福祉士は0.1%ということで、とて少ない状況です。この理由は、次以降で説明したいと思います。

家庭裁判所とクローバーの関係ということです。これは、クローバーが後見人等の養成団体として、家庭裁判所と連携している地域とそうでない地域があるというところ。クローバーと連携していない地域については、いわゆる弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の3士会と言われる3団体でほぼ対応できている地域もあるというところも背景にはあるようで、この辺は地域性もあるので、一概にいい悪いということではないのですが、クローバーの側から見ると、連携している地域、東京なんかはもちろん連携しているのですが、そうでない地域がある。

さらに、これはクローバー側の課題になってくるのですが、下のほうを見ていくと、AからD地域まで書いてありますけれども、ピンクのところ、登録者少数・受任不可。登録者がそこそこある地域と、登録者がなかったりする地域もあるのです。そこと専門職団体として連携していないというところが組み合わさって、受任依頼があってもなかなか受けられなかったり、受任依頼がそもそもなかったり、逆に登録者がいたり、いなかったりという状況であるということがクローバーの特徴となっています。

これがクローバー登録者数と家庭裁判所等からの受任件数ということで、右下のほうで、これは今年の1月8日現在のデータですが、クローバー登録者の合計数が226人、これは全国での数字です。受任件数は219ということで、ほかの団体に比べたら、桁が違うぐらいとて少ないという状況にあります。登録者が5人未満の県がほとんどで、いない県も9県あるという状況になっております。

受任依頼の傾向です。冒頭にお話ししましたように、精神障害の方への支援というところ

ろで動いてきている協会なので、当然、精神障害者の受任依頼のケースが多いということ。

あとは、知的障害や認知症との重複障害がある。

あとは、入院中で退院後の生活を見据えた関わりが必要である。長期入院になっていらっしゃる方々ですとか、医療観察法で入院していらっしゃるって、これから精神障害に理解のある後見人についていただきたいという依頼があることもあります。

あとは、入退院の繰り返しで身上保護に難しさがある。

あとは、家族内に精神障害者、括弧して、あると思われる者を含むと書いてありますけれども、精神の方も、受診とか支援に乗っていない方たちも結構いらっしゃるって、それはそれで生き方ということになってくるのですけれども、そういった方も家族の中にいらっしゃるということ。知的障害等がある場合、後見事務遂行時に障害特性に合わせた家族員への配慮が期待されるということ。ですので、後見等ということになると、当然、対象者に対しての後見事務ということになるのですけれども、そこに同居の御家族とか深く関わっている御家族がいらっしゃる時に、そういった御家族に対する配慮もある程度しながら、本来の後見事業を遂行していく必要があるといった案件の依頼が入ってくるわけです。

あとは、地域によっては、精神障害の有無ではなく、身上保護全般を期待した受任依頼がある。これは、ケアマネジメントをはじめ、いわゆる支援体制が全くない状況で、とりあえず後見人としてやってもらえないかという形で依頼が来る場合も、中にはあります。

あとは、本人の判断能力の低下に加え、暗に入院機関から退院先探しが目的の依頼があるということ。本人にとってのというよりも、本人に関わっている入院機関とか関係機関が困っていて、そこを目的とした依頼ということがあります。

受任困難案件の理由ということ。です。

四六時中の頻繁な訴えや自殺企図への対応要請など、個人受任では対応が困難な場合が1つ。

あとは、支援体制がなく、ケアマネジメントの役割期待が中心である。これは、先ほどちょっとお話ししたことと重複しますが、後見の前に支援体制をつくるのが先じゃないのということがあったりします。

あとは、当該地域を担える登録者がいない。先ほど登録者数のところでお話ししたとおりです。

あとは、登録者が少ない地域では、精神障害以外の案件は、他機関への依頼を優先していただく。登録者が少なく、本当に限られた後見人の資源と考えると、これは特に精神障害、クローバーでなくても対応できそうな案件については、ほかの団体をお願いしていただきたいということで、お断りする場合も時折あります。

あとは、情報が少なく、受任適否の判断が困難であるということ。

あと、報酬確保が困難である。

この辺が受任困難案件の理由ということになっております。

受任中の課題。

入居先でのトラブルが多く、転居の繰り返しで、継続した支援機関との関わりが困難な案件がある。

あとは、その下の、居所を転々とし、状況把握ができない案件がある。この辺は、広域なネットワークが必要ということになってきます。

あとは、その下「日用品の購入その他日常生活に関する行為」を担保するための被後見人等による通帳・カードの限定的使用が困難である。これは、後見類型になると、金融機関での取引というのは基本的にできなくなってくるのですけれども、目的がこういった被後見人でも認められている日用品等の行為を可能にするために、限定的な金額を出し入れする体制があってもいいのではないか。この辺は、金融機関との連携が必要になってくるかと思えます。

その下、成年後見制度利用支援事業が自治体によって対象要件に違いがあり、同事業の所管自治体が判然としない場合、受任後に初めて同事業は対象外と判明し、報酬担保ができないことがある。これは書いてあるとおりです。

その下、状態の変化を伴う精神障害の特性に対応するための柔軟で迅速な仕組みがない。括弧して、類型変更に伴う主治医以外の鑑定体制の整備などということです。例えば、躁状態が急激に躁転してしまって、躁転している間は判断能力がかなり厳しい状態になるけれども、治療が迅速に入ることによって、またすっとおさまったり、または長く、ずっと安定していたけれども、病状が急に悪くなったりするときに、中長期で見たときの判断能力という考え方もあるのですけれども、自分で判断できるときは、類型自体を軽くしていくような仕組みがあってもいいのではないかと考えております。

クローバーの課題です。

全国組織ゆえの地域ごとの機動性の低さがあるということ。

あとは、精神保健福祉士協会都道府県支部・都道府県精神保健福祉士協会等への委託や移譲の課題がある。

実践力を伴う成年後見人等の養成。

あとは、相談体制、スーパービジョン体制のさらなる強化。

受任依頼へ応えられない登録者数と地域偏在。受任依頼があっても、なかなか引き受け手がない現状もある。

特定の家庭裁判所からの受任依頼の偏り。

一部の家庭裁判所からクローバーを専門職団体として認識してもらえない。

こういったことがクローバーの中の課題としてあります。特に、全国組織でクローバーはやっていて、冒頭にお話ししましたがけれども、受任の相談・依頼は東京の事務局で全部引き受ける。ただ、実際は当然その都道府県に所属している登録者が受けることとなります。ですので、地域連携ネットワークの課題を考えたときには、後見人を受任するというに加えて、精神保健福祉士協会が組織、都道府県単位の地域の中の連携をどう図っ

ていくかという課題があるので、その辺を今後どうしていくかというのを、また検討していく必要があると考えております。

地域連携ネットワークの体制拡大に向けてということで、後見人等の役割とケアマネジメントや事実行為のすみ分けの整理。これは、なかなか悩ましいことがあるのですけれども、ケアマネジメント力のある後見人等の暫定的対応が、気がつくとも恒常的な役割にならないような仕組みづくり。特にソーシャルワーカーの場合は、ケアマネジメントという視点を持ちながら後見事務に向き合うことが多いのですけれども、ケアマネジメント自体は、本来の後見事務とはちょっと違うかもしれない。そこは、ケアマネジメントを担う役割の専門職が行って、そこに体制ができたらちゃんとならなくていいという意味で書かせていただいています。

あとは、地域連携ネットワークに伴う守秘義務解除の法的整理。ここは、特に医療機関や公的機関との連携ということで、連携を図るときに情報の共有の問題がどうしても出てきて、守秘義務をどう取り扱っていくか。医療機関は、特に公的機関もそうですけれども、情報を出すことにちゅうちょすることがあります。その法的整理も必要じゃないかと考えております。

あとは、既存の精神障害者等の地域移行支援（退院支援）、生活支援の支援ネットワークや、医療観察法等の支援体制に、成年後見制度の利用適否の判断と、成年後見制度必要時の制度説明・申立支援を組み込む体制の検討。要は、既存の支援体制の中に、この成年後見の仕組みをちゃんと乗せて、その人については、成年後見制度を利用したほうがいいのかどうかという、そこを判断する仕組みと、もし利用が必要だとなったときに、そもそも成年後見制度はどんな制度なのかとか、そういったことを支援の一環としてちゃんと組み込まれるような体制が必要じゃないかと考えております。

あとは、前項と連動した、地域生活支援に関わっている都道府県・市区町村単位での専門職団体と中核機関等の連携。これは、何度かお話ししているとおり、クローバーが今、全国組織の体制なので、組織として関わるネットワークを組むということになると、全国をカバーしているクローバーが各市区町村単位の連携機関と連携を組むわけには当然いかないわけで、そうなると、都道府県精神保健福祉士協会と関係機関との連携を強化していく必要がある。

ただ、ここはクローバー、日本精神保健福祉士協会の課題なのですけれども、法人格を取っているところが別法人になってしまうので、なかなか難しいところもはらんでいるのですが、地域のネットワークを充実させていくということでは、都道府県単位で成年後見制度の仕組みもその中に乗せていって、精神保健福祉士協会としても協力していく必要があると考えております。

以上です。

○上山主査 長谷川さん、どうもありがとうございました。

かなり時間が押しておりますので、本件に関する御質問は5分とさせていただきます、

残りは意見交換の折に御対応をお願いできればと思います。それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。どなたからでもどうぞ。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員 社会福祉士会の星野です。今日は、御報告ありがとうございました。

精神保健福祉士協会さんとは、例えば本人情報シートの協議のところでも一緒にやっている中で、すごく重複しているというか、資格を持っている方が社会福祉士と精神保健福祉士をダブルで持っている方も多く、ぱあとなあとクローバー、両方に所属していたりとか、片方ずつとか、あります。先ほど課題をいろいろおっしゃっていましたが、そういった中での団体との連携を強めていく必要が私は非常に高いのではないかと思います。その辺りでお考えとかがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○長谷川参考人 星野委員、ありがとうございました。

ダブルライセンスを持っているソーシャルワーカーはとて多くて、御指摘のとおりですけれども、ソーシャルワーカー同士の連携は、今後ますます強化していかなければいけない。ソーシャルワーカーの団体なので、意思決定支援を中心にして、必要に応じた代理権を諮っていく。ただ、常に意思決定支援に立ち返れるスタンスをちゃんと持って行って、当然、事故がないようにという防止のところも共有できれば、さらにいいのですけれども、その辺の準備ワーク、フィールドワークを同じようなところで共有していく必要はあると考えております。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、住田委員まで御質問を受け付けたいと思います。お願いします。

○住田委員 御報告ありがとうございました。

地域の中では、精神障害者の方への後見ニーズというのはすごく高まってきています。その担い手としての期待が高いクローバーの団体のことについて、お伺いしたいと思います。研修制度は、社会福祉士会とよく似たステップだと思いましたが、クローバー養成研修は会員の多くの方が目指している研修となっているのか。また、クローバーとして、このような社会の要請に応えるべく、積極的にこのことを推進していこうと考えておられるかについて、お聞かせいただけたらと思います。

○長谷川参考人 御質問ありがとうございます。

残念ながら、本協会の構成員の中でクローバーに登録しているのは2%弱です。ですので、協会全体としては、成年後見を前面に押し出して進めていこうというよりも、精神障害の支援に携わる方が余りにも広いもので、そこのほうが少し優先されている現状はあるかと思えます。当然、クローバーに携わる面々については、もう少し質の高い後見人を量も数も増やしていこうと考えていますけれども、協会全体という話になると、若干変わってくるというのが現状です。

○住田委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、時間が若干短くて恐縮ですが、時間の都合がございますので、質疑応答はここまでといたしまして、本件に関わるものも意見交換の場で御発言をいただければと思います。

それでは、早速ですが、次の議題である「意見交換」に移りたいと思います。本日の「多様な主体の参画①<各種専門団体>」に関する有識者からの御報告や質疑応答の全体を通じて、委員の皆様から御発言をいただきたいと思います。御発言は、お一人3分以内で、できる限り簡潔にお願いできればと思います。画面に残りの持ち時間が分かるタイマーをセットしています。これを御確認いただきながら御発言をお願いしたいと思います。

本日は、繰り返し申し上げて恐縮ですが、時間が若干押しておりますので、終了時刻を少しオーバーする可能性がありますことを、あらかじめ御承知おきいただければ幸いです。

では、新井委員から御発言をお願いいたします。

○新井委員 新井です。

本日の報告は、3本とも大変有益でした。勉強になりました。ありがとうございます。

次期基本計画においては、成年後見の新たな担い手の確保、包括的・重層的な支援体制が求められています。新たな担い手の確保という観点からは、日税連、コスモス、クローバーの活動に期待するところは、大変大きなものがあります。他方、これからの成年後見においては、司法・裁判所と福祉との連携、総合的なバックアップが求められますので、日税連とコスモスにおいては、財産管理のみにとどまらない、身上保護の対応整備の検討が強く望まれます。

また、クローバーにおいては、身上保護のみにとどまらない財産管理の対応整備が望まれます。そして、可能であれば、成年後見法制における精神保健福祉法、医療観察法の位置づけについても御提案いただければ大変ありがたいと思います。

意見として申し上げました。以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。

星野委員、お願いいたします。

○星野委員 今日、3団体から報告いただいて、本当にありがとうございました。2点ほど、感想めいたことにはなりますが、発言させていただきます。

まず、ずっと質問でも出ていました、専門性というのはどこにあるのか。後見人の担い手としての専門性というところ、いろいろ議論があったと思います。社会福祉士は、精神保健福祉士さんも同じだと思うのですが、独占業務ではないので、私たちでなければできないというところがない中で、後見人になったときに、ほかの専門職に委任する、委託するということが多くあると思います。そういったことを考えたときに、専門職団体として専門職が受任していく、活動に取り組むことの大きな役割として、後見人としての質の向

上であるとか、それぞれの職業倫理に基づいて研さんしていくところであるとか、そういったところが共通のベースとしてあるのだろうということを、改めて今日感じました。

そして、何が専門性で後見人をやっているかという視点もとても重要なのですが、一方で、専門性は異なっても、共通のベースとして、幾つか皆様がおっしゃられた意思決定支援への取組というのはとても重要だと感じました。つまり、後見人として、どのように御本人に向き合っているのかということや、あるいはチームとして支援していくところは共通だと改めて感じました。ありがとうございます。

あと、2点目ですが、これは近い職なので、どうしても精神保健福祉士協会さんのところですか。先ほど、研修の受講率が余り多くない、なかなか登録者が増えないというお話があったのですが、それぞれの特徴がある中で、登録者数を増やしていくということが本来目的ではないと思うのですね。登録者が増えればいいということではないと思います。地域の中でニーズに応えられる専門職として実務に関われる体制をつくっていくということでは、社会福祉士は財産管理とか法的なところ、いろいろなサポートを受けながらやっていくことは、これからももちろん多いと思うのですが、実質的な連携というものを福祉の専門職同士でやっていく。

例えば、本人情報シートを普及していくとか、そこからニーズ発見につなげていくといったところの役割、受任者だけではなく、地域連携ネットワークの中での福祉職の役割というものがあるのかなということを改めて感じました。感想です。

今日はありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、西川委員、住田委員、中村委員の順で御発言をお願いいたします。

○西川委員 西川です。

多様な主体の参画というテーマに関して、幾つか希望的ないい面も見えたのですが、課題も見えたかなと感じております。

税理士会、精神保健福祉士協会に関しては、窓口が都道府県単位になっていないということが、家裁との連携で、これはかなり高いハードルになってしまっているのではないかと思いますし、それから、中核機関の機能の整備、地域連携ネットワークということに関しても、これがなかなか進まない地域に関して、都道府県がこれから果たす役割というのが期待されていると思うのですが、窓口が都道府県単位ではないということが大きな課題なのかなと。どういう形でカバーしていったらいいのかというのは、まだ今すぐは見えないのですけれども、そこが課題なのかなと思いました。

それから、精神保健福祉士協会さん、私も地元で精神保健福祉士の方に後見事務をやる上で非常に助けられているところがあります。地域の障害者が使える社会資源に非常に詳しいので、障害者の支援で、現場でうまくいっていないケースのときに、いろいろ助言をいただいています。非常にありがたい活動・活躍をいただいているのですけれども、ただ、活動する精神保健福祉士の方の数が少ないということが一番の課題なのかなと私

は思いました。もう少し数が増えれば、本来、クローバーが考えているような活動もできるようになるのではないかなと感じました。

感想のようなことですが、以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

住田委員、お願いいたします。

○住田委員 本日は、御報告ありがとうございました。

今、後見人の担い手である第三者後見が約8割となっていますけれども、現状において、専門職がその期待に応えることが求められています。その意味では、本日御報告いただいた3団体の方々が、地域連携ネットワークの中で関係機関としっかり連携していただきながら、後見人の担い手として参画していただくことはとても重要だと思いました。

その上で、専門職後見人について、苦情の課題が地域の中ではあります。私は、中核機関に勤務していますが、先日、認知症の御本人の主治医から後見人に対する苦情の電話がありました。この医師は、日頃から成年後見制度を正しく理解されている方です。おおまかな内容としては、認知症の独り暮らしの方を地域で支援する中で、成年後見制度が必要という本人を含むチームの総意で制度につなげたところまではよかったです。しかし、後見人が暴走してチームを壊していくので困っているとの内容でした。また、本人のための成年後見制度のはずが、こんなことになるとは誰も思わなかったし、本来の形ではないでしょうと言われました。

その後、関係者それぞれに事情を聞いていますが、後見人への聴き取りでは、本人は認知症が進行していて、自分のことが決められないからこそ、本人のために決めてあげないといけない。在宅の限界であり、家で何かあったらと思うと、安全に暮らしてほしいし、後悔したくないと言われました。ここには、まさに意思決定支援の課題があり、安全な暮らしや、後悔したくないという後見人自身の価値観に対する気づきも必要だと思いました。

中核機関として、地域からの専門職への要請や期待に対して応えられるように、必要な研修や後見人へのサポートをできる限り行っていきたいと考えていますが、それぞれの専門職団体が会員の質の向上や、特に身上保護、意思決定支援の取組の推進をしていただきたいと思います。

また、クローバーの御報告の中に、後見人等の役割とケアマネジメントの整理とありましたが、御報告の中にもおっしゃっていたとおり、地域の関係者側の課題として、後見人に対する過度な期待や役割の誤解など、正しい理解の推進には、中核機関として力を入れていくことが必要だと思いました。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

では、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 お三方の御説明、どうもありがとうございました。大変分かりやすく、各団体の取組についての現状と課題、今後ということについて、お伺いさせていただきました。

各団体とも、専門職としての使命、そして専門性を生かした参画というところで、地域の資源として、より一層期待したいということで聞かせていただきました。

ただ、西川委員のほうからも話がございましたが、都道府県単位でないということとか、また、団体としての会員数が全体の中での数%というお話をお伺いすると、参画いただきたいと思っても、なかなか手が届かない状況なのかなと思いました。3団体ともこれからの専門職後見であったり、地域連携ネットワークへの連携・協力とか、自治体に対して講師をやるとか、そういういろいろな役割として期待したいと思いますので、ぜひとも全国の都道府県各自治体につながるような仕組みづくりを再度御検討いただきたいということが1つでございます。

特に、専門職個人としてやられているところについては、組織としてなかなか関わりづらいというのは分かるのですが、そこが組織・専門職の信頼とか安全につながるところでございまして、その辺のバックアップ体制の強化も再度御検討いただければありがたいと思います。

最後に1つ、私は、都道府県社協の立場として、自治体、社協、そして、NPOなどを含めた様々な団体の方の中核機関設置、地域連携ネットワークの整備に向けた支援に取り組んでおり、3士会については、成年後見においては大体理解しているのですが、新たに参画いただける様々な専門機関については、今日言っていたようなメリット、デメリット、そしてどういう役割が担えるのか。

その専門職としての得意分野を少し分かりやすく全国的に整理して、各都道府県・自治体に提供いただければ、今、中核機関設置で困っている部分として、マンパワーの問題、特に専門職の方とどうつながっていくのかという課題について大きな力になると思っていますので、ぜひともよろしく願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、花俣委員、お願いいたします。

○花俣委員 ありがとうございます。

時間も押していますので、簡単にポイントだけと思います。

全体を通しては、住田委員の御意見、大変整理されていて共感するところがたくさんありました。そもそも認知症高齢者の増加に伴って、この成年後見利用の促進ということがメインテーマになっていたかと思います。今日は、多様な主体の参画ということで、各種専門職団体様の発表を3つお伺いしたのですけれども、一番最初の日税連さんの資料の18ページの課題の最初のポツ、「税理士会等が実施する」というところがあります。ここの後半に「判断能力に疑問がある方が来訪されることがあり、対応に混乱が生じている」という文言が表記されていました。

それから、認知症高齢者に関連して、行政書士会さんのほうでは、意思決定支援や身上保護のところ研修会の実施をしてくださっています。これは、14ページに研修カリキュ

ラムが載っていたかと思うのですけれども、共通して言えることは、認知症の方で意思決定が不十分になってこられた方に対する制度利用のときに、そういう御本人さんの状態の理解というのは不可欠だと、また改めて感じたところです。

もちろん、新井先生が整理してくださったように、さきの2例に関しては、財産管理に偏らないで、身上保護のところをしっかりと。あるいは、精神保健福祉士協会さんについては、財産管理のところを少し前向きにという整理があったかと思えますけれども、私どもの立場からすると、この意思決定支援とか身上保護のところ、認知症高齢者あるいは認知症の御本人への理解ということをぜひより深めていただきたいということを今日は感じた次第です。

以上になります。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、久保委員、水島委員、青木委員の順に御発言をお願いいたします。

まず、久保委員、お願いいたします。

○久保委員 ありがとうございます。知的障害者の団体であります、全国手をつなぐ育成会連合会の久保でございます。よろしくお願いいたします。

3つの報告、大変ありがとうございました。前向きに一生懸命考えていただいていることはよく伝わりましたし、後見人の担い手が増えていくのだということも思いましたので、期待したいと思っております。ただ、皆さんの熱意みたいなものはよく理解できたのですけれども、今、おっしゃったように、高齢者も障害者も特性を理解していただいた上で、意思決定支援で寄り添いながらネットワークを生み、いろいろなところと連携を取りながらやっていただくというのが基本になるだろうと思えます。

ですから、今日、3つの御報告をお聞きして、1つは、知的障害者の団体でございますので、特に知的障害にどれだけ寄り添っていただけるのかなというところが余り感じられなかったもので、その辺のところ、後でも結構ですので、こんなふうに工夫していますよというのがあれば、ぜひお聞かせいただきたいなと思っております。そして、そういう熱意のある方々が、全国どこでもそういう支援が受けられるという工夫も、またお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○上山主査 ありがとうございました。本来であれば、3会から御回答いただくのですが、時間の関係がございますので、また別の機会にその点について御回答等いただければと思います。

では、水島委員、お願いいたします。

○水島委員 手短にお話しいたします。

先ほど久保委員がおっしゃったことと実は関連するのですが、特に今回は地域偏在の部分についてです。私は、法テラススタッフ弁護士として、新潟県佐渡市や青森県三戸郡など様々な過疎地域対応をしていた経験もございますが、それぞれの地域にきちんと専門職の方がいらっしゃることで、そしてその方々が成年後見制度や権利擁護支援の促進について、

関与していただけることが必要だと考えています。

特に過疎地域については、中核機関の立ち上げそのものが非常に困難な状況にあるということが既に現れてきておりますし、特に本日ご報告いただいた団体の皆様におかれては、地域偏在の取組という部分についても、ぜひ御留意いただきたいと思います。私自身の経験で申し上げますと、専門職の方は過疎地域にも一定数いらっしゃるのですが、通常の本業で忙しいということで、後見業務あるいは意思決定支援の関わりまでは、なかなか手が回りませんと言われることもございます。ですので、このような地域においては、全国規模の団体としてのサポート、積極的な過疎地域へのご協力といった視点が必要になるのではないかと感じているところでございます。

このようなことから、意思決定支援も含め、全国どこでも権利擁護支援が受けられる体制を構築していく上で、皆様の御協力が不可欠かと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

では、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 ありがとうございます。

今日は、3団体のお話を聞きまして、新たな担い手というテーマではありますが、従来の3士会と言われている弁護士会、司法書士会、社会福祉士会も含めて、第三者後見人の専門職後見人と呼ばれる皆さんが、一体どういう専門性や団体としてのバックアップ体制を、地域連携ネットワークもにらみながら構築できるのかというのが改めて課題で、我々自身もいろいろ考えさせられるところがある御報告だったと思います。

そういう中で、専門職後見人が今後とも、この日本の核家族化の地域構成の中で重要な割合を占めることは間違いがないという中で、専門職後見人の皆さんが仕事をしながら、あるいは仕事として、しっかりとやっていけるだけの持続的な体制をどうつくっていくかということは、新たな担い手という切り口だけではなく、今後の計画においても重要な課題ではないかと感じているところでございます。

一方で、後見人としての役割だけじゃなくて、専門職として力を発揮できる税理士さんの日常的な関わりというのは、現場の自営業者の皆さんの高齢化に最も役に立っておりますし、精神疾患の方々の地域支援の中で、ソーシャルワーカーさんが後見人と共同して働くというのが非常に重要です。そういう意味で、専門職の皆さんが地域の中で後見人と一緒になって、あるいはバックアップし、専門職として助言するという中に、今日の3つの団体の皆さんもいかに関わっていただけるかをさらに検討いただくというのは、非常に大事だなと考えました。

ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

時間が過ぎておりますけれども、せっかくですので、永田委員からも御感想等いただければと思います。

○永田委員 ありがとうございます。お時間もあると思いますので、手短に感想のみ申し上げたいと思います。

まず、青木先生をはじめ、特に3士会の先生方が適切な御質問をしていただきましたので、新たな担い手として、どのような要件が求められるのか、従来の3士会も含めてですけども、よく分かりました。全国、どこであっても必要な支援が受けられるように、幅広い方に御活躍いただくことが大切だということを理解しておりますけれども、専門職団体の場合は、それぞれの団体、これは3士会も同様ですが、必要な体制確保のスタンダードを整え、適切な受任につなげるとともに、質の確保をしていくということが重要なのではないかということを感じました。

理想的に言えば、会としてはもちろんですけども、地域連携ネットワークの中で、その地域のスタンダードを担保して言うことが重要ではないかという感想を持ちました。今日はいろいろ学ばせていただき、また御発表いただいた皆様、どうもありがとうございます。以上になります。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、時間になりましたので、意見交換の時間はこれまでといたします。御報告いただいた皆様方、どうもありがとうございました。それから、進行に御協力いただきまして、委員の皆様方にも改めてお礼を申し上げます。

私からも最後に手短に感想だけ申し上げたいと思います。本日は、専門職3団体から御報告いただいたわけですけども、皆様御承知のように、是非はともかくとして、現在、新規の選任において、およそ7割弱を専門職後見人が占めているという現状がございます。そういう意味では、まず、今回御報告いただいた3団体が新たな成年後見人の担い手として、担い手の拡充という観点から、また今後御協力いただくというのも、1つ当然のことかと思うわけですけども、今回の会議の中で多くの皆様方から発言がありましたように、多様な主体の参画の対象というのは、あくまでも地域連携ネットワークに対する参画という趣旨かと受け止めています。

したがって、皆様御発言にもありましたけれども、例えば中核機関などと連携しながら、市民後見人や親族後見人の方々への相談支援体制に積極的に携わっていただくなど、必ずしも成年後見人や成年後見監督人を直接受任するという形だけではなく、それぞれの専門職の専門性を生かしながら、地域の中で、その専門性をどういうふうに活用してネットワークに参画していけるのかという視点こそが、むしろ強調されるべきではないかと感じました。これは、先行している感のある弁護士会や司法書士会、それから社会福祉士会も同じだと思いますけれども、そうした観点から皆様方とまた議論を進めていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、時間も過ぎておりますので、本日の議事はここまでといたします。

事務局から今後の予定等について御連絡をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

第7回の地域連携ネットワークワーキング・グループは「多様な主体の参画②<民間団体・企業等>」をテーマとしまして、5月26日の午後2時から開催を予定しております。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に、委員の皆様それぞれに確認いただいた上で、ホームページに掲載いたしますので、よろしく願いいたします。

本日も積極的な議論をどうもありがとうございました。

○上山主査 それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。御多忙の中、時間を超過して御議論いただきまして、どうもありがとうございました。